

平成30年度事業計画書

本年度は、日中平和友好条約締結 40 周年、中国の改革開放 40 周年という記念の年であり、また中国では今後 30 年の発展に向けて社会主義近代化国家の全面建設の新たな工程がスタートする年でもある。

日中経済協会では、以下を重点とし、「日中平和友好条約締結 40 周年記念活動」と効果的に連携させつつ、改革深化実現を目指す中国のビジネス環境の改善と新たな日中ビジネス協力の推進に継続的に取り組む。

1. 日中経済協会合同訪中代表団

(1) 1975 年以来、毎年派遣。中国国家指導者、経済関係政府機関との間で両国及び世界、地域の経済情勢や両国経済関係強化を巡る諸課題について直接対話と交流を行っている。2015 年(第 41 回)からは日本経済団体連合会、日本商工会議所との合同派遣。

(2) 平成 30 年度(第 44 回)派遣案

① 派遣時期: 9 月～11 月で検討中

② 活動内容など

- 1) 習近平国家主席又は李克強国务院総理との会見
- 2) 主要 3 経済官庁(国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部)との全体会議
- 3) 企業家との交流
- 4) 地方訪問: 浙江、福建、四川、陝西等を検討

2. 省エネルギー・環境協力の推進

(1) 第 12 回日中省エネルギー・環境総合フォーラム(中国開催)

① 開催時期

両国政府との共催で年内に中国にて第 12 回フォーラムの開催を計画。

開催時期は双方主催者代表の都合、協力案件形成の進捗等を勘案して協議中。

日中双方の主催者と調整し、決まり次第速やかにご案内。

② 案件形成促進のため、本フォーラムに先立って技術交流会を中国にて実施。

時期は 7 月～8 月頃を想定。(開催地例: 青島、瀋陽、成都等)

③ 分科会

分科会テーマは協会会員、日中省エネ環境ビジネス推進協議会メンバー等の要望を踏まえ、共催者の両国政府部門と検討する。分科会の運営に関し、交流時間の確保や、サイト・ツアーの企画等により、案件形成機会を創出。(会員企業から分科会テーマ、プレゼン、展示、視察受入等に関し、提案を随時歓迎。)

因みに 2017 年の分科会は次の 6 つ。

- ① 省エネ環境分野における日中の第三国市場協力
- ② 省エネルギー
- ③ クリーンコール技術と石炭火力発電

- ④資源循環利用・ごみ処理
- ⑤自動車の知能化・電動化
- ⑥日中長期貿易(水循環向上のためのイノベーション:海水淡水化、汚水・汚泥処理)

(2)省エネ、環境分野の企業マッチングの推進

2013年に始まった山東省淄博市での日中大気汚染対策協力モデル区の実践は、電気集塵機や燃料添加剤等の現地展開で一定の成果を挙げることができた。この基礎の上に、山東トップから強い要請のある石油・化学工業等の分野を中心に、山東省での大気汚染対策技術をはじめとする日本の省エネ・環境技術の普及を目指す。

さらに、日本企業とのマッチングに積極的な地方政府、開発区、業界組織等とのパートナーシップを引き続き活用して中国のニーズの把握に務め、これらに対応できる日本の技術をさらに発掘し、日本企業が優位性を有する分野でのビジネス・マッチングを随時実施し、案件形成をサポートして新規会員加入につなげる。

3. グローバルパートナーとしての日中産業協力とビジネス環境改善

中国消費構造の高度化及び第4次産業革命の進展に対応する「新次元の日中産業協力」の構築に向けて、引き続き協会として以下の新興ビジネス分野の中での具体的取組を目指す。

- ①製造、交通、エネルギー等各方面でのスマート化
- ②中国の医療・介護・ヘルスケア・越境EC・観光等に係るサービス(関連機器等を含む)
- ③安全・安心な農産物及び食品の加工・製造・流通
- ④安全・安心・快適な居住環境システム・街づくり、質の高いインフラ整備

(1)ビジネス環境改善

- ①中国商務部及び在日中国大使館商務処との間で、引き続き中国ビジネス環境改善要望のフォローアップを行う。
- ②昨年度来懸案となっている「日中民商事法セミナー」(中国側:国家発展改革委員会。日本側:国際民商事法センター)での「ハイテク分野交流」に対して、積極的に協力し、継続的な事業展開が可能なプラットフォームへと進化させるよう努める。
- ③日中の関係機関との協力により、中国の最新の知財政策・制度の政策動向を捉え広く日本国内に紹介する。その中で特に知財権保護強化の実施状況をしっかり把握・紹介する。
- ④2017年6月施行の「中国サイバー・セキュリティ法」では、運営者に対する中国国外へのデータ提供の制限などが規定された。協会としてはこれにより日中両国企業のグローバルな経営活動が妨げられることがないよう、引き続き注目し、機会をみて日本経済界の声を中国側に反映することに努める。

(2)「一帯一路」構想を契機とした第三国市場での日中協力の基盤作り

日中両国企業による第三国市場での協力に向けた関心の高まりを受け、北京の中国日本商會が「一帯一路連絡協議会」を開催するなど、本構想への具体的な協力についての検討が始まっている。本構想は対象地域・国のインフラをはじめとする経済発展の基盤整備を目的としたものであるが、製造分野、特にスマート製造を包摂する省エネ・環境分野における第三国市場における協力の枠組み作りにも取り組む。グローバルスタンダードに則った、透明性、開放性、経済性、採算性等を充足する持続可能性の高いプロジェクト形成等を目指し、適切な情報の収集・提供と企業マッチングの交流の場の提供を検討する。

(3) 日中企業間イノベーション協力に向けた交流

中国の新しいトレンドへの理解を深めるとともに、製造業やサービス・IT 分野での日中間イノベーション・起業協力の促進に資するべく、世界的にも注目を浴びる中国のスタートアップ・ベンチャー企業との交流を目指し、深圳、中関村などへのミッションの派遣を検討する。

(4) 中国企業家との交流

中国企業家倶楽部等の民営企業家組織、中欧国際工商学院等中国ビジネススクール他との間で、民営企業経営者の受入を通じ賛助会員をはじめとする日本企業との対話及びビジネス・マッチングを進める。

(5) 在北京事務所を活用した中国政府との対話

日中間で関心の高いテーマについての理解を深めるため、在北京事務所を通じた中国政府との対話機会を設ける。

4. 地方との交流と中国の地域振興への協力等

(1) 重点省・市との交流事業

各地方の地域振興政策・戦略を踏まえて、日本企業の関心及び当該省・市の日本との交流意欲等を勘案の上、地方省・市との経済交流事業を継続する。会員企業のビジネス、中国側の地域振興、協会の収益改善に裨益する活動を優先実施する。山東省、湖北省、京津冀地区、西部(四川省、重慶市等)、華南(広東省、福建省等)、東北(遼寧省)等との情報交換を継続する。

(2) 地方視察

会員企業のビジネスに資するべく、中国の地方への理解を深めビジネスチャンスを発掘することを目的として、訪中団の組織・派遣を検討する。

(3) 中国東北地域振興協力

中国東北三省一自治区(遼寧省、吉林省、黒龍江省、内モンゴル自治区)及び日中東北開発協会とともに、ビジネスニーズを具体化するためのプラットフォームとして、企業、地方政府・自治体等の関係者が一堂に会し、協力のあり方に向けた議論を深めるとともに、マッチング交流を行う「日中経済協力会議」を今秋、北海道で開催する予定。

5. 対中リーダー交流

中国の中央政府・地方政府及び産業界等のリーダーと会員企業との交流機会を積極的に設ける。

6. 調査・情報サービス

(1) Eメール等による情報提供の充実

「JCEA ニュース」等を通じて国務院常務会議や政府機関等の政策発表など賛助会員のニーズに沿った情報提供を迅速に行う。また、一般向け及び賛助会員向けホームページでの情報提供を充実させる。

(2) 賛助会員セミナー・相談会等の充実

日中両国企業による第三国市場協力などグローバル展開を含め、時宜に適った関心の高いテーマに関する賛助会員向けセミナーの開催に努める。

また、中国の法務、税務、労務等に関する相談会等を充実させる。

(3) 出版物による賛助会員及び一般読者への情報提供

『日中経協ジャーナル』（月刊）、『中国経済データハンドブック 2018 年版』の内容について、新時代の日中経済協力を念頭に置きつつ、賛助会員をはじめとする読者のニーズを反映して改善を図る。

『中国投資ハンドブック』については、中国における「外国投資法」の制定動向をみながら改訂版の作成を検討する。

(4) 21 世紀日中関係展望委員会の継続、充実化

持続可能な中国経済の成長への貢献や日中経済関係の更なる深化を目指した議論を深めるため、時代の変化に則した新たな視点からの提案を行うべく「21 世紀日中関係展望委員会」の継続・充実を図る。

7. 日中両国の次世代を担う青年の相互理解・信頼強化支援

当協会は、2007 年度から、中国日本商会と中国日本友好協会が主催する「走近日企・感受日本」中国大学生訪日研修事業に関し、協力機関として、受け入れ実務を担当してきた。2018 年度においても引き続き受け入れを行うこととし、第 22 回を 5 月下旬、第 23 回を 11 月下旬に、それぞれ実施する予定。

8. 他団体への協力事業

(1) 日中投資促進機構、日中長期貿易協議委員会、日中東北開発協会の運営や事業活動に対して引き続き協力・支援を行う。特に 2019 年 3 月に予定されている日中東北開発協会の解散に伴い、同協会が実施している事業について、その重要性和継続の必要性に鑑み、統合・事業承継を行うこととし、その準備を行う。

また日中長期貿易協議委員会については、2018 年度は第 8 次協力覚書の 3 年目であり、残り 2 年のあり方を検討するタイミングであるので、実態に合わせた委員会組織のあり方について検討する。

(2) 日中友好 7 団体として他の関係 6 団体や日本中華総商会、在日中国企業協会等の華人団体とともに日中間の諸行事に積極的に協力する。

9. 働き方改革の実行

ワーク・ライフ・バランスや業務効率化の見地から、既存業務の見直し及び一部アウトソーシングを進めるとともに、所要の人員確保に努める。